

【選定療養費】 改定のお知らせ

令和4年10月1日から選定療養費が変わります

厚生労働省が定めた令和4年度診療報酬改定に伴い、紹介状を持たずに当院を受診される場合には、「選定療養費」の金額を診療費とは別に負担していただくこととなります。

【初診時】(紹介状をお持ちでない初診の患者さん)

令和4年9月30日まで	→	令和4年10月1日から
医科:5,092円(税込)		医科:7,000円(税込)
歯科:3,055円(税込)		歯科:5,000円(税込)

【再診時】(当院から他の医療機関に紹介を行ったにも関わらず、再び当院を紹介状なしで受診する患者さん)

令和4年9月30日まで	→	令和4年10月1日から
医科:2,546円(税込)		医科:3,000円(税込)
歯科:1,527円(税込)		歯科:1,900円(税込)

【以下の患者さんは原則選定療養費のご負担はございません。】

- ① 自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する患者
- ② 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者(紹介状等持参)
- ③ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- ④ その他、当院を直接受診する必要性を特に認めた患者

【以下の患者さんは選定療養費の徴収対象外です。】

- ① 公費負担医療受給者、HIV感染者

(なお、公費負担のうち「重度心身障害」、「ひとり親家庭」、「こども」医療制度は徴収対象となります)

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。